

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 幼保連携型認定こども園 りたの芽	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 牧村 祥平	定員（利用人数）： 63名（58名）	
所在地： 愛知県名古屋市緑区桶狭間清水山1806		
TEL： 052-622-7500		
ホームページ： http://sowa.nagoya/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 相和福祉会		
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員： 5名
専門職員	（管理者） 1名	（保育教諭） 14名
	（事務職員） 2名	（厨房職員） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 遊戯室、調理室
		事務室、保育室、ほふく室

③理念・基本方針

★理念

・法人

すべての人にとって 今日一日が 充実し満足できるものであり 明日への希望が豊かでありま
すように

・施設・事業所

こどもたちにとって、今日一日が充実し、満足できるものであり、明日への希望が豊かなもので
あるよう努めます。

★基本方針

1. 一人ひとりの こどもたちが その成長に必要な環境が整えられ望ましい支援と 温かなまなざし
をうけて 伸び伸びと育てほしい
2. その子らしさが大切にされ 共に育ち合う時間を過ごしたい
3. 自ら進んで色々なことに取り組み 最後までやり遂げる気持ちを確立したい
4. 安定した情緒のもとで 他者への配慮と 協調性を育ててほしい

④施設・事業所の特徴的な取組

子どもが行いたい活動を自己選択して取り組める環境を目指し、モンテッソーリ教師国際資格を持った職員が日々子ども達にモンテッソーリ教育を提供しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年11月 6日(契約日) ~ 令和 6年 6月10日(評価確定日) 【令和 6年 2月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆ISO9001:2015(品質マネジメントシステム)認証取得

運営母体の社会福祉法人が主体となって、ISO9001:2015を5年連続して認証を得ている。(審査登録証確認)当園を含めて、法人下の15組織が適合している。したがって、ISO9001に則って、運営やドキュメント改訂についてPDACサイクルが実行されている。

◆SNSによる情報発信

園の運営状況や事業計画などを、SNSで積極的に情報発信している。在園児の保護者や入園を希望する子どもの保護者だけでなく、園に興味や関心を持った人が誰でも園の情報に触れることができる。

◆生活の場にふさわしい環境の整備

園舎内は家具や床が木製で統一され、廊下、ホールも床暖房が行き届き、加湿器も設置されて快適な空間である。これまで、障害の診断のある子どもが在園したことはないが、玄関前のスロープや館内のエレベーター等、園内外のバリアフリーの環境は整備されている。

◇改善を求められる点

◆地域社会との積極的な交流

幼保連携型認定子ども園は、社会福祉に関する専門的な知識を有し、保育を実施するという公益性のある組織である。地域社会で必要とされる役割や機能を発揮するためにも、地域社会との積極的な交流を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

りたの芽が開所して、初めて第三者評価を受審させていただきました。
今まで取り組んできたことに対して自信に繋がる良い機会となりました。
また、今回評価していただいたことで、園として今後の課題を把握することができました。
今回、改善を求められる点としてご指導いただいた地域社会との交流について、自治体と連携しながら改善に努めて参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
<コメント> 教育・保育理念、教育・保育目標は、「重要事項説明書」に記載されており、入園説明会で詳しく説明している。ホームページやパンフレットにも掲載して周知を図っている。職員へは職員会議で説明している。また、Credoを携帯して、常に復唱できる状態にある。家族アンケートの「理念、基本方針の保護者周知」は、80パーセント以上の保護者が肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
<コメント> 法人の理事会で、毎月事業経営に関係する課題が挙げられている。最近、社会問題化している「虐待」についても課題になっている。会議の様子は議事録を基に職員へ伝えている。区の園長研修会で、児童数や利用者数を把握している。園運営の収支は、費目別に毎月把握している。市民間保育園連盟に加入しており、保育園の動向を把握している。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
<コメント> 園（法人）の最大の課題は、人材確保である。外国籍の雇用も課題となっている。SNSで園の情報を発信しており、外国籍の職員採用に向けて翻訳版も発信している。オンラインによるインターシップを行い、詳しく説明している。募集要領はホームページに掲載しており、就職フェアへも積極的に出展している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
<コメント> ビジョン（目標項目）を掲げた中・長期計画（2023・2024・2025）及び長期計画（2026以降）を策定している。本計画策定は評価に値するが、ISOに基づくPDCAサイクルにおいて、計画の達成時期、到達度などを数値化することを提案する。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
<コメント> 2023年事業計画は策定されている。ただし、「保3」で述べた中・長期計画を踏まえているとは言い難い（中・長期計画は前任園長策定）。単年度計画は、細かく数値目標が設定されており、毎月実施状況を把握し、中間期で評価をしている。月々の活動予定についても、実施状況を記録している。ISOの要求事項に則っている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 「保5」で述べた通り、事業計画の実施状況の把握は、毎月副園長が職員へ指示をして、結果を集計している。「2022年度事業計画修了時評価」の確認ができた。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画は、中・長期、単年度共にホームページに掲載している。また、「2023年度サービス計画」として取組み姿勢の詳細を述べた文書に掲載している。同前年度版は、実施状況と反省を述べた文書に掲載している。家族アンケートの結果、事業計画の理解度は決して高いとは言えない。今後は、利用者家族との対面の機会に周知に努めることを期待する。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> ISO要求事項の適格には、PDCAサイクルの実行が必須である。審査は、保育の基本、業務の心得、保護者対応、乳幼児における留意点、園児のための環境整備、給食、延長保育、コミュニケーション、園行事、基本的な生活習慣（幼児、乳児、0歳児）、一般業務など、230項目余りである。園の運営全体に及んでおり、保育の質の向上に必然的に繋がっていると理解する。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 今回、初めての第三者評価受審の機会に、職員と共に園長自身も自己評価結果を共有することができた。しかし、改善に向けた計画策定にまでは至っていない。今後は、納期を定めた改善計画を策定することを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人が定めた「組織職務規程」に「施設長」の役割が明記してある。「組織職務規程」は新人研修、入社1ヶ月研修、入社半年研修、入社2年目研修で周知を図っている。「事故が起きた時のフローチャート」は、事故の程度による対処のフローが記されている。緊急連絡先への応答例も記している			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 行政からの通知などは、職員へ回覧して周知している。回覧文書は行き届くようチェックしている。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の「保11」の目的、趣旨・解説を参照のうえ、具体的に取り組むことを期待する。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 「保8」で述べた通り、ISOの適格認証を得るには優れた強力なリーダーシップが求められる。運営資源の多くは電子化され、且つ、紙媒体のファイリングの仕方、インデックスの付け方なども整理整頓が行き届いている。したがって、事務的な運営効率がよく、保育に向き合う時間が産み出されている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 既に登降園、欠席の連絡は電子化しており、連絡帳も電子化している。園からの連絡事項は、ICT化された「さくらメッセージ」の導入で円滑に行われている。子どもの午睡の状況把握のため、カメラを導入している。職員の勤務時間を30分単位で把握し、空き時間で必要不可欠な業務を自主的に行っている。今後、自動的に「指導要録」を作成することも計画している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 人材確保に向けて具体的な施策を推進している。法人の採用専門部門が、学校訪問や就職フェアを通じて応募者を募っている。園見学希望者が具体的にになった段階で、本人へ連絡して見学の日程を調整している。職員定着に向けて、「自己申告書」や「おもいやりパトロール」（2ヶ月サイクル）の運用をしている。職員の平均勤続年数4年1ヶ月は、その証左である。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> トータルに人事管理を取り決めた文書は確認できなかったが、「給与規程」（昇進、昇格等）や「就業規程」などで総合的に人事管理をしている。評価は年2回（夏冬賞与の時期）行っている。各種規程の整備状態、ISO9001を5年連続で適格認証を取得していることをから判断して、適切に人事管理が行われていると理解する。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「働きやすい職場とは」の問いかけに、「休みが取りやすい」、「残業がない」、「やり甲斐がある」、「業務負担の偏りが少ない」、「意見が通りやすい」、「人間関係が良好である」等々、園長は淀みなく答えた。有給休暇の取得率は90パーセント近く、時間外勤務は殆どない。各種休業制度も完備している。「思いやりパトロール」の運用は、「他者の見守り役」を果たしている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>サービス計画の「人材の養成」は、職員の保育技術・質の向上を目指し、必要な外部研修の受講を積極的に行うとしている。内部研修は4月から12月まで、全職員を対象に研修が計画されている。評価基準は19項目あり、面談により評価は年2回（夏冬賞与の時期）行い、「成績評価報告書」に集約している。「おもいやりパトロール」（2ヶ月サイクル）の運用も職員育成ツールの一つである。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>サービス計画の「人材の養成」は、職員の保育技術・質の向上を目指すとしている。法人から年次別、キャリア別に多数の研修案内がある。また、市の保育運営課主催の年度ごとの研修実施計画（リアル、オンライン）がある。オンデマンドのキャリアアップ研修は、一定期間任意視聴が可能である。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>各種研修については、「保18」で述べた通りである。外部研修案内は回覧で周知している。研修中は、勤務シフトにより気兼ねなく受講できるように配慮している。研修後は報告書を提出している。受講者の偏りが無いように、「年間研修スケジュール表」で管理している</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ISOの要求事項に則った運営の手引きの中の一つの項番として「実習生受け入れ」の手順書がある。「目的」、「意義」、「受け入れの基本的な考え方」をはじめ、実習中、実習修了後まで細部に亘って手順が記してある。一定の品質が保てる手順書である。毎年、愛知県保育実習連絡協議会から申入れがあり、今年度の実績は1名（2週間）である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページにて園の紹介を始め、献立、日ごろの子どもたちの生活の様子（写真：モンテッソーリ教育）を掲載している。中・長期計画、事業計画、サービス計画、サービス計画修了評価、苦情処理対応、満足度調査、オムツの価格改定、新型コロナウイルス感染症にかかる整理について（名古屋市子ども青少年局保育部）なども掲載している。「重要事項説明書」は玄関に常設している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ISOの要求事項に則った、運営の手引きの中の一つの項番として「物品等購買取扱規程」がある。物品、役務、工事などが、金額別に見積書、稟議書、決裁者などを定めた文書があり、規程に則って運営されている。小口現金は入金金の度に確認し、月末に金種別に2人で確認している。毎年「内部監査」（内部監査報告書確認）が行われている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>具体的な地域活動は行っていない。ただし、「なごや・よりどころサポート事業」へ地域活動に参加する旨を表明している。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保23」の「趣旨・解説」を参照のうえ地域との交流を提案する。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ISOの要求事項に則った、運営の手引きの中の一つの項番として「ボランティア受け入れ」の手順書がある。冒頭に目的を記し、手順は10段階に分けて職員の留意点やボランティアの接遇についても細かく記してある。ボランティアの受入れ実績はないが、「なごや・よりどころサポート事業」へボランティア受入れを表明している。区・社会福祉協議会を通じてボランティアを募りたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>行政、保健所、社会福祉協議会、児童相談所、金融機関、嘱託医、病院などは、「連絡先一覧表」が掲示してある。また、「園の緊急連絡網」が掲示してある。日ごろ連携している機関は、児童相談所、小学校である。今後は、定期的に関係機関と連携し、行動や活動を記録に残すことを提案する。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>今回の自己評価で「なごや・よりどころサポート事業」に加入し、「地域住民の相談窓口になる」と述べている。幼保連携型認定子ども園は、社会福祉に関する専門的な知識を有し、保育を実施するという公益性のある組織である。区・社会福祉協議会、行政、民生児童委員会などと連携して、地域の福祉ニーズの把握に努めることを提案する。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>現在は地域のニーズに応じて、延長保育、一時預かり事業を行っている。今後は、園の有する施設・設備や専門的な知識・技術を地域の社会資源としての役割を期待したい。（愛知県福祉サービス第三者評価基準、保27の趣旨・解説を参照）</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>法人が作成している手引書の中に「人権に配慮した保育」が作成されている。勉強会や研修会で職員が理解するための実践はあるが、保護者に理解を図る取組が見られない。方針や日頃の取組みについて保護者に示す機会を検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護については「個人情報保護規程」が作成されている。職員からの虐待防止については手順書として「虐待防止規程」があり、虐待防止委員会が年に4回開催されている。職員間では研修も行われ理解が図られている。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>園の見学は、希望者に対して毎週水曜日と決めて受け付けている。その際には資料や口頭での説明をしているが、情報提供が少ないため、公共施設に資料を置くなどの工夫を検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育の開始については1組ずつ個別に面談をしながら「重要事項説明書」、「利用契約書」、「入園のしおり」に沿って説明している。特に配慮が必要な保護者への説明についてはルール化がなされていないため、今後検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>退所の際には、園で作成した「退園のチェックリスト」により手続きが進められているが、保育の継続性について記されていない。また、子どもや保護者が退園した後も相談できるよう、担当者や窓口について説明がなされていないため、検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>子どもが遊ぶ時に「ぼーっとしていないか」という事から満足度を把握している。ISO9001（品質マネジメントシステム）の要求に沿って利用者満足の向上に努め、個人懇談の機会に保護者の意向を聞き取ったり、毎年保護者の満足度調査を行ったりしている。この満足度調査の結果は、ホームページ上でも公開されている。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は、第三者委員の設置がされ、玄関に掲示してある。保護者にも入園の説明時に資料を渡している。苦情記入カードのような、匿名で意見を出す仕組みがないため、検討されたい。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園内にはフリースペースが2階にあり、落ち着いて相談を受けることができる。相談の際に複数の相手や方法を自由に選べるのが口頭ではなされているが、文書としても作成されることを期待したい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保護者の送迎時の様子を見て、積極的に園側から声をかけるようにしている。保護者からオムツかぶれがあるとこの相談（指摘）があり、オムツチェックの時間を見直す改善を行った。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 法人作成の運営手引書として「事故が起きた時の対応」についての手順書が作成されている。怪我の対応については、電話機の近くに緊急連絡先や対応について記したものをラミネート加工し掲示してある。毎日の記録「シンプルケース（支援記録一覧表）」で怪我や事故についてランク付けし、それに基づいて対応している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 法人作成の「感染症についての対応」とのマニュアルが整備されている。それに基づき、園長が責任者として管理している。マニュアルの見直しは1年に1度、職員で行っている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園の立地条件から、地震を想定して災害時の体制を整えている。食料や備蓄品は「受け払い簿」にて在庫を管理している。備蓄食品は「カレーの王子様」で、アレルギー児にも対応している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法について「手引書」が作成され、適切に明文化されている。例えば「登降園の対応」についてA4版5ページの記載があり、分かりやすく記されており、子どもを「〇〇さん」と呼ぶことや、丁寧な言葉遣いで対応する姿勢は全てに共通している。標準的な保育が実施されているかは園長が具体的な保育場面で確認し、周知する仕組みがある。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 標準的な実施方法が記載された「手引書」は、担当職員で分担して見直しをしている。日頃の実践方法については指導計画にメモ書きをして、次の指導計画に反映させている。見直しは職員会議で行い、職員や保護者の意見を反映させている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 入園前のアセスメントはクラス担任が行い、指導計画も担任が責任者として作成している。指導計画は年間計画が月案を兼ねており、月の活動が記載され、その他は詳細デイリーとしてクラスごとに作成されている。指導計画の振返りは「シンプルケース（支援記録一覧表）」に記載を兼ねて行っている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画を緊急に変更する場合は手書きで行い、関係職員に周知している。指導計画の見直しについて、参加職員や保護者の意向把握を得る手順や組織的な仕組みが定まっておらず、担任が行っている。指導計画の見直しが次の指導計画につながるため、評価、見直しについての手順を明確にされたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> 「指導要録」については、記入時期が近づく副園長が資料を示して指導をしている。その他の記録は日々の記録「シンプルケース（支援記録一覧表）」として残されているが、日々の生活を自由に記述する形式であるため、記録者の主観で記入されている。内容が統一されるような取組みを検討されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 法人作成の手順書に「内部規程」、「個人情報保護管理規程」があり、それに基づき記録の保管を行っている。個人情報を保護することに同意する職員の「同意書」を作成し、新任研修や年に1度の見直しの際に確認している。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、市のガイドラインに沿い、「5領域」や「10の姿」（幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿）を意識しつつも、そこに捉われることなく、園の独自性（モンテッソーリ教育）を活かす形で作成されている。作成には法人（前理事長）の参画もあり、子どもの心身の発達に合わせた「保育の全体的な計画」となっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎内は家具や床が木製で統一され、廊下、ホールも床暖房がされ、加湿器も配置されて快適な空間である。食事場所としては、調理室と直結したランチルームがある。昼寝は1人ずつコット（折り畳みベッド）があり、衛生的に管理されている。絨毯が適所に配置され、必要に応じてソファと合わせてくつろげる場になっている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、にこやかにゆったりとした対応をしている。子どもを受容する関わり方を重視し、子どもを「〇〇さん」と呼び、子どもにも丁寧な言葉遣いをしている。子どもに対して一方的ではなく、対等の立場で対応し、時間がかかっても子どもが納得する対応を園長自らが行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得で食事場面では、3歳未満児に職員が食べさせるのではなく、「一緒に食べてみようかな」、「自分でできるかな」と子ども自身が食べたくなる援助を重視している。基本的な生活習慣は何のためにするのかを伝えて、身に付ける大切さを働きかけている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分で選択できるように、子どもの発達にあった関心や魅力あるものを準備し、魅力的な保育室になることを心掛けている。生活の中では異年齢のふれあいから人間関係が育まれるように支援をしている。園庭には畑や柿、どんぐりの木があり、いつでも自然に触れることができる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員との愛着を大切にして、触れ合い遊びや丁寧に遊具の扱い方を知らせている。探索したい時期なので、触れる体験を重視し、野菜や果物の他、季節を感じるニット帽や手袋等、楽器も直接触れる教材として保育室に置いている。家庭との連携は、連絡帳アプリで日々の連絡を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちに寄り添い、食事の時に「いや」と言う子どもがいる時は、園内を職員と一緒に散歩しながら、自分から食べる気持ちになるまで待っている。子どもの興味のある遊具は、子どもの人数に合わせて数を用意し、子どもが遊びたい時に遊べるように配慮している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもが自己選択できるような機会を大切にしている。遊ぶ場所は室内か室外かも選択でき、教具もたくさん種類が室内に準備され、その中で好きなように遊ぶことができる。自分の好きなように遊べる時間と、歌やダンス、劇という皆での活動に興味を持てるような時間もある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害の診断のある子どもが在園したことはないが、玄関前のスロープや館内のエレベーター等、園内外のバリアフリーの環境は整備されている。職員は、障害のある子どもの保育について、オンライン研修や外部研修として受け、受講できなかった職員に伝達し、内容が周知できたかを確認することも行っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育時も通常の保育室で18時まで過ごしており、ソファやカーペットを用意してくつろげるようにしている。18時以降は子どもが10名ほどになるので、職員室前のホール部分で過ごしている。ここにも床暖房が整備され、小鳥や小動物を見たり、玩具も用意されていたりして、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 進学する小学校は「南陵」、「有松」、「桶狭間」であり、校区の「職員連絡会」が年2回行われている。「保育祭り」で、異なる園の子ども同士が触れ合う機会はある。小学校との連携について、子ども同士の交流や職員の合同研修等についての計画や見通しが、「保育の全体的な計画」の中には見当たらないので、今後検討されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保健に関しては、「保健計画・安全計画」が法人の手順書に記載されている。子どもの体調悪化や怪我は保護者に伝え、早退した場合は次の登園時に声をかけて確認している。感染症が流行した際には、対応方法や方針を、保護者に連絡帳アプリで伝えている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は、統一された様式に個人ファイルとして記録されている。健診の結果は、異常がなければ連絡帳アプリで伝え、異常があった際には個別に伝えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー除去の対応をしている子どもは、卵4人、卵と乳製品1人、えび1人である。法人で作成された「アレルギー除去食の対応」マニュアルを基に対応している。保護者との連携は「献立表チェックシート」を基に行い、配膳の際も「献立表チェックシート」をトレイに載せて確認し、誤食のないように配慮している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもが食に興味を持てるよう、畑でトマトやナスを育て、収穫し、焼いて食べたり、米を研いだり野菜の皮むきをする体験をしている。調理室に隣接したランチルームがあり、調理員が子どもの食事場面から、食材の切り方や大きさが適切であったかを確認している。様々な食材や味に触れられるよう、主菜の他に小鉢で副菜が3種類とごはん、汁ものが提供されている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a . b . c
<コメント> 子どもの食事状況に応じて、担任と栄養士で連携を図っている。月に1度園長、副園長、栄養士で給食会議を行い、メニューや調理方法について検討している。行事食として、ひな祭りにはちらし寿司、七夕には星形の野菜の入ったそうめんやゼリーを提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a . b . c
<コメント> 家庭との連携は、主に連絡帳アプリで行われ、月に2回、園での子どもの写真を送っている。子どもの様子について、0歳児は毎日、1・2歳児は1週間に3回、3歳以上児は月に1回保護者に送り、成長について共有できるようにしている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a . b . c
<コメント> 保護者との日々のコミュニケーションは、職員の方から積極的に声をかけるようにしている。保護者の相談に応じる際は保護者の事情を優先し、職員の勤務時間の変更で対応している。相談内容は「シンプルケース（支援記録一覧表）」や子どもの個人ファイルに記録され、継続して支援できるようにしている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a . b . c
<コメント> 子どもの様子を観察し、気になる行動は職員間で見守って連携を図っている。家庭での虐待が疑われる場合は、緑区の東部児童相談所と連携をとり、対応について協議をしている。家庭での虐待等権利侵害の場合に対応するマニュアルが見当たらないため、今後は検討されたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a . b . c
<コメント> 保育の振り返りは、毎日「シンプルケース（支援記録一覧表）」や詳細デイリーにメモ書きとして行っている。法人全体での取組として、年に1度「自己申告書」を使って自己評価を行い、面談を通して保育実践にフィードバックしている。		